

基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に職員を配置すべきであるが、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や報酬に照らして定員相当の利用者が集まるまでに時間を要することも考慮し、当面、通いサービスの定員の50%の範囲内で、指定の際に事業所からあらかじめ届け出られた利用者見込数を前提に従業者数を算定することとして差し支えない。(届け出られた利用者見込数を超える状況となれば、事業所は届出内容を変更する必要がある。)

となっています。

ホワイエでは、

日中、基準がクリアできる配置をしています。

侍さんの所と同様に、通所サービスの利用者数に比例して、職員数は変動します。

職員の内訳

管理者兼計画作成担当者	常勤兼務	1名	
看護職員	常勤専従	2名	
	非常勤専従	2名	
	常勤換算	2.9	
介護職員	常勤専従	6名	うち介護福祉士5名
	非常勤専従	2名	うち無資格者2名

を配置しています。

常勤比率と看護職員の比率が極めて高いので、経営は非常に難しいです。

5. どのような利用者が利用されているのか？(身体的には軽度で認知症のある利用者さんが多いのか、身体的に重度の利用者さんが多いのかなど)

ホワイエでは、要支援はお受けしておりませんので、比較的軽度です。

現状では	経管栄養法(胃瘻)	1名
	人工透析(インシュリン使用)	1名
	重度認知症(要介護)	1名
	(要介護)	1名

が、重度な利用者です。

その他に、要介護	の利用者	6名
要介護	の利用者	4名

要介護 の利用者

3名

合計 17名 です。

6.利用者さんの介護度の内訳は？

上でお答えしています。

7.定額報酬という事で、施設側が必要と判断する利用回数と利用者さんが希望する利用回数の折り合いがつきにくい事はないか？(あるようであれば、どのように対応されていますか？)

このサービスは、会員制の施設であると考えるとわかりやすいと思います。

25名の方が、ご自由に利用していただけるわけですが、満員であればご利用ができないということです。これについては、通所に関してと、宿泊に関してのルールが理解できないと難しいと感じてしまいます。

小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスは、日中通所サービスを利用した上で、宿泊サービスを利用し、翌日、再び通所サービスを利用する事になっています。

ですから、前日の宿泊者が5名いらっしゃって、その方達が当日皆さんお帰りになり、当日の宿泊が5名新たに泊まられるとすると、

前日の宿泊者が5名分の通所サービス定員を使用し、
本日お泊まりになる方々5名が、通所サービス定員を使用します。

合計で10名の利用となります。

そうなりますと、本日、通所だけ利用者をお受け入れできる人数は、定員15名から、10名を引いた5名だけになります。

そういったことから、非常にサービス調整が難しいものです。

ただ、皆さんにご理解をいただいているのは、「譲り合っていただくサービス」であるということです。

「ご利用いただいているご家庭それぞれに、大変な事情があり、大変な介護を行っているということを相互にご理解をしていただくのが必要です。」と、ご利用の契約の際に丁寧にお話をしております。

今後は、しっかりとした「家族会」を組織し、利用者のご家族相互の親睦と理解を深めてゆかなければならないと考えています。

ホワイエでは、サービスの利用回数の制限を一律に行うことはしませんし、緊急の対応ができるように配慮してゆきたいと、欲張りに考えています。

通所の時間設定 午前6:00～午後9:00

夜間の時間設定 午後9:00～午前6:00 です。

2008/1/13(日) 午後 0:06 (桂)

桂さん～ん。

勝手に話を振った無礼者の私をお許しくださいーい(陳謝)

私の中では、小規模多機能の事なら桂さん・・・なので。

ブログでも詳しく説明していただいていた、言いたしっぺとしては、大変恐縮しております。

私もお伺いしたいことがあったのですが・・・後ほどここへ書かせていただきますね。

2008/1/13(日) 午後 1:36 (ミスライス)

桂さん、感謝感激です～。

>日中通所サービスを利用した上で、宿泊サービスを利用し、翌日、再び通所サービスを利用する事になっています。

理解不足で申し訳ありません。

という事は、「この日は通所のみ」という利用はできないということでしょうか？

また、通いサービスについては、他の通所サービスのように、事業所の都合で時間設定し、送迎を行うというのではなく、泊まりサービスと途切れなく設定され、利用者の都合にあわせ、送迎を行うというスタイルなんでしょうか？

ちょっと一週間くらい、桂さんところで勉強させてもらいたいです。(笑)

そうそう、西会の時にしっかり勉強させてもらいますね。

宜しくお願いします。

2008/1/14(月) 午前 9:14 (ハクション中納言)

>日中通所サービスを利用した上で、宿泊サービスを利用し、翌日、再び通所サービスを利用する事になっています。

これは、宿泊サービスを利用するときの原則です。

質問の意味が少し理解できないで居ますが、前日からの宿泊者5名がその当日の通所サービス利用者としてカウントされ、その日に宿泊をされる5名も、カウントされます。そのため、その日の通所サービス利用者(通所のみサービス利用者)は、 $15 - 5 - 5 = 5$ となり、5名の通所のみサービス利用者を受け入れることはできます。

通所サービスは、通所介護や通所リハビリテーションとは、全く別の物とお考え下さい。

ホワイエの通所対応時間帯は、午前6時から午後9時までで、その間の10分でも12時間でも、一回の通所利用です。利用者の都合や事情に合わせて、時間を設定し、送迎もまとまって行うのではなく、その人の利用時間に合わせて送迎をします。

桂さん、ありがとうございます。
なるほど、理解できました。
以前の記事も参考にさせていただきつつ、
また疑問が出てきましたらご質問させてください。
2008/1/14(月) 午後 3:00 (ハクション中納言)

うちでは、現在、月曜から金曜で朝7時から、
夜8時間での利用をしている方がいます。この
方は、朝は息子が送ってきて、夜はホワイエの
職員がお送りします。

2008/1/14(月) 午前 11:07 (桂)

けえさん しつもん～ (つか・・
的外れだったらごめんなさい)
CM変更になるでしょ？んで、説明
会 ? の時に入院した後の対応に
ついての話になったんよ。明らかに
小規模多機能利用だけではどうしよ
うもないケース・・その際小規模の
CMは継続不可能・・だよな？もと
もとのCMは逡減制もあるから必ず
受け入れ可能ではない。またその判
断や対応・・の部分がどういう風な
連携をしなければいけない??...説明
してくれた小規模の方は「毎日の利
用はできません」と言い切った。・・
温度差も(運営側の)かなりありそ
うだ。。

2008/1/14(月) 午後 10:41 (べあ)

けえさ～ん ありがとお。こないだ
読んで、もう一回説明会の資料探し
出しておべんきょしてみた。
こないだ「??」だった部分、ずい
ぶんスッキリしたかも～
・・ただ。。説明して下さった方の
目指す部分は、けえさんやだ～りん
と違う。「温度差」を感じた部分。
出来ないと言い切ったのは・・プラ

小規模だけで対応ができないケースってどんな状態なんでしょ
う。小規模を使う場合、併用できる介護保険サービスは、住宅
改修、福祉用具貸与、訪問看護です。小規模を使うとなれば、
それ以外のサービスが利用できないので、それ以外のサービス
を利用するのであれば、小規模を使えないということです。小
規模ではだめとなれば、居宅介護支援事業所のケアマネに変更
ですね。それが受けられないとなれば、新しい事業所を探す事
になるでしょう。

2008/1/15(火) 午前 8:55 (桂)

> 「毎日の利用はできません」と言い切った。

あながち、間違った説明ではありませんが・・。(みんなに毎日
の利用ができると言う、運営できなくなることは明白ですか
ら・・。)

ただ、毎日利用になるかどうかは、その小規模多機能のケアマ
ネのプランによることになりますね。そのケアマネが、毎日利
用が必要だと決定すれば、毎日の利用も可能です。ただ、毎日
の宿泊サービス利用ということになれば、施設入所が妥当でし
ょうね。退院当初の2週間とか、家族の介護の準備が整うまで
とかならわかりますが・・。

通所についても、登録者25名で、通所定員が15名ですから、
毎日の利用は本当にまれなケースでしか、お受けできないでし
ょうね。

2008/1/15(火) 午前 9:00 (桂)

> その判断や対応??

小規模では賄いきれないという判断かな?

それならば、小規模の担当者の説明したサービス提供内容で、
ご家族が不安を抱くならば、それは、まかない切れていないと
いうことでしょう。

居宅との連携ということでは、それまでのケアプランの目的と
した物を継続してゆくと言うことが求められてくると思いま
す。

ンやその方の状況云々ではなく、採算の部分だったと思う。もちろん運営する上では大事なこともかもしれないけど・・・そう言い切られてしまったらお願いすることなんかできない。それでその説明会はCMの質問の嵐だったの。で...納得いく説明が無いまま終わっちゃったから・・・いまいち噛み砕けてなかった。最近増えてきてるから...もっとちゃんと理解したいと思う～。

2008/1/18(金) 午後 11:39 (べあ)

小規模多機能に期待する一人です。様々な理由で既存のサービスでは対応できない方が増えています。すでに6名の方に小規模多機能に居宅を変更していただきました。皆さん、小規模多機能のサービスに満足されていますが、訪問サービスの利用は少ないようです。

2008/1/19(土) 午後 11:57 (シロクマ)

小規模多機能興味津津デス！！

まだ何も知らない未熟ものなので

こんなことも知らないの??って思われそうですがいろいろ勉強させて下さい！！

2008/1/25(金) 午前 5:26 (すみけん)

しかしながら、小規模多機能は、これまでのデイサービスやショートステイとは、全く別物と考えていただきたいと思います。本当に必要な内容を時間に縛られずに提供するサービスとして、考えていただきたいと思います。通所にしても、入浴だけが必要なら、かつてあった施設入浴のように入浴だけのために送迎を行って、1時間だけ利用することもできるというようにです。反対に、長時間のご利用も可能です。その方のニーズにあった対応を心がけて行きたいと思っています。

2008/1/15(火) 午前 9:31 (桂)

おまけ: ブログのゲストブックを利用したコミュニケーション事例

<p>訪問ナース&ケアマネ のほほん日記 の ゲストブックで・・・</p> <p>姉さん！！ご無沙汰して申し訳ないっす！！ ちと質問っす！・・・ちょっとプリン喰うのやめてサジ置いて聴いてくれっす！</p> <p>医療保険制度の報酬改正の折、前まではNGだった「長期入所施設への医療保険使用の訪問看護が可能」となっ たっすよねえ！？ それって、小規模＝地域密着型事業も可能っすか！？</p> <p>所謂「小枝ちゃん」に呼んでも平気か！？ってことっす。</p> <p>姉さん・・・興味があるっす。しんごく興味があるっす。</p>	<p>小枝ちゃん家のへっぽこ侍！ の ゲストブックで・・・</p> <p>おこんばんは～</p> <p>遅くなりますたっ！ 医療の訪問看護は小規模多機能にもOKでっす う～ まだ依頼はないけど・・・ むむう</p> <p>2008/5/6(火) 午前 0:59 (びび)</p>
--	---

<p>姉さん・・・興味があるっす。しんごく興味があるっす。 「教えてティーチャー」</p> <p>・・・というエロアニメが前あったっす。あれ？「お願い」だったか・・・</p> <p>夜露死苦っす！！ 2008/5/5(月) 午後 3:48 (へっぼこ侍)</p>	<p>あっ、自分で言いに来てたのっ？！</p> <p>いや、夕べ の姐さんから指令を受けてたもんで...</p> <p>下記URLの3ページ 3のイの 及び にあるとおり、小規模多機能の宿泊サービス利用者をはじめ、居住系施設入居者へのサービス対価として訪問看護療養費（医療保険適用）ってのが新設されたので、宿泊サービス利用者も堂々と使えます。</p>
<p>うふふ・・・(謎) 2008/5/6(火) 午前 0:56 (びび)</p> <p>お侍さんのところに回答しておいたからね～！</p> <p>ティーチャー？女教師？その格好もいいなあ... (爆謎) 2008/5/6(火) 午後 8:51 (ポイント)</p> <p>どんなかっこやっ！(爆) ぶいぶ 2008/5/6(火) 午後 9:59 (びび)</p>	<p>ちなみに訪問診療の方も同じような点数が新設されてます。</p> <p>http://www-bm.mhlw.go.jp/topics/2008/03/dl/tp0305-1c.pdf () 2008/5/6(火) 午後 8:40 (ポイント)</p> <p>利用者個別契約になるんよねえ・・・@@ ; グループホームはホームで契約だったような (一度大反対の末、断ったあるね) 2008/5/6(火) 午後 10:07 (びび)</p> <p>あたーす！本当にあたーす！！ 堂々と使うっす！ 2008/5/6(火) 午後 10:22 (へっぼこ侍)</p>

平成 20 年 3 月 5 日保発第 0305003 号厚生労働省保険局長通知（抜粋）

3 訪問看護基本療養費()は、指定訪問看護を受けようとする者であって、居住系施設入居者等に対して、その主治医(保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。)が交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が当該指示書に記載された有効期間内(6か月を限度とする。)に行った指定訪問看護について、利用者一人につき週3日を限度として算定すること。(略)ここにいう居住系施設入居者等とは、次に掲げる利用者をいう。

ア 次に掲げるいずれかの施設に入居又は入所している利用者

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム(に規定する特定施設を除く。)

同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(に規定する特定施設を除く。)

同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(に規定する特定施設を除く。)

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

特定施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設及び同条第19項に規定する地域密着型特定施設のことをいい、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が入居する施設を含む。)

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）第 3 条第 6 号に規定する高齢者専用賃貸住宅（ に規定する特定施設を除く。）

イ 次に掲げるいずれかのサービスを受けている利用者

介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護

介護保険法第 8 条第 17 項に規定する小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 63 条第 5 項に規定する宿泊サービスに限る。）

介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型共同生活介護

介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護

介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防型小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 44 条第 5 項に規定する宿泊サービスに限る。）

介護保険法第 8 条第 17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

小規模多機能型居宅介護をめぐるブログ上でのやりとりを編集してみました。
(実際のコメントは時系列順に並んでいますが、コメントの対応関係がわかりやすいように編集していません。)

ハクション中納言さんが自分の記事で投げかけた質問に対して、実際に運営に携わっているへっぼこ侍さんと桂さんが回答し、さらに桂さんが自分のブログ上で記事立てしています。ミスライスさんの書き込みにも注目です。自分で直接答えなくても、関連情報（この場合、詳しい知識を持つ人間についての情報）を書き込むことによって間接的に情報伝達に貢献することが少なからずあります。

「おまけ」では、逆にへっぼこ侍さんから小規模多機能型居宅介護と訪問看護についての関係について、びびさんのゲストブックに質問が寄せられています。訪問看護ステーションの管理者であるびびさんは、医療系サービスについて詳しいポイントさんに確認した上で（この過程はブログ上では現れていませんが）、へっぼこ侍さんのゲストブックに回答し、さらにポイントさんが補足しています。（編集部）

編集部員の独り言

「小規模多機能に興味深々～」と記事立てしたハクション中納言さんから後日談が届きました。

曰く、…シロさんから「マンガ・小規模多機能ケア」という小冊子を送ってもらい、その冊子ひとつの事例を通して、小規模多機能の役割や特色が描かれており、勉強嫌いの私でもすんなり読めてわかりやすかったので『感謝です～』とのこと。

一つ補足するのであれば「ノリの軽さ」という部分でしょうか。賛同メンバーの中にも、専門職達が集う掲示板等というやや公的な空間でコメントしている人も多いですが、総じてブログや自分のサイトでのコメントは、掲示板でのコメントと比較して『ざっくばらんな』ものになります。

それは、ブログがよりプライベートな空間だからでしょう。この『ブログの威力』で交わされているコメントも、プライベート性の高い空間において、ある一定の信頼関係を持ったうえでのコミュニケーションであることを前提に読んでいただければと思います。

その「ノリの軽さ」は別として（笑）、ブログでの意見交換の実例を紹介するという取組みをいつか実行に移したいと思っていました。この『ブログの威力』という記事と上記補足はどるくすさんの編集によるものですが、今回はあえて「ういずライン～wel」編としてみました。（たぬ）

一般記事：専門職たちのメッセージ

ういずラインは、ネット上において保健福祉医療に携わる人たちのネットワークをめざしています。それは専門職であり家族（介護者）であり、そして本人かも知れません。高齢社会について考える・・・そんな記事を掲載していきます。

え・・・いいよね・・・別に・・・

のんたる

連休も仕事するぞお！！！！おお！！！！

今日はねえ・・・夕方・・・ヘルパーさんが・・・事務所には外々やってきて

うちの居宅の主任のところへ・・・

大変なんです！！・・・今日。。　さんとこ行ったら・・・
旦那さんが・・・シテたんですう@@；

だんなさん・・・要支援2・・・奥さん認知で介護2・・・うちの主任も・・・

え・・・マジで??大変だ！！

.....

おいら・・・よくわかんねえ・・・



夫婦がしてて・・・何が問題なの??ヘルパー入る時間だったから??ちょっと・・・長引いたのかしらん

そんな・・・その気になったら・・・しょーがねえよなあ・・・まあ・・・

誰かに迷惑かけてる??

だんなさん・・・最近気力も低下してたから・・・良いんでないの??

腰動かせば運動にもなるし。。アドレナリンでるし・・・体もあつたまって循環よくなるし・・・

何が悪い???

ってったら・・・ヘルパーも主任も・・・二人して・・・
「だって・・・年寄りだよお@@；奥さん認知あるし」

って言うんだけどさあ・・・

奥さん嫌がってなくて・・・ちゃんと旦那さん受け入れるんだもんいいことじゃん・・・

だいたい・・・あなたもやってるでしょ??なんか問題あるの??

って・・・ヘルパーさんに行ったら・・・50代後半のヘルパー下向いてしまった・・・

やってねえのかよお・・・

って・・・そんな問題じゃなく・・・

おいらの担当にね・・・いるのよねえ・・・筋力低下して・・・リハビリして・・・どうしたい??

って言ったら・・・　　したい！！って・・・俺の健康のパロメーターだってさ・・・

さすがにプランには乗せられないけど・・・(苦笑)・・・おいらは影のプランと呼んでいる。

年取っても・・・できるってすごい・・・いい・・・生涯現役！！これ最高

のんたる
(1に遊んで、234がなくて5に子育てと仕事・・・あれ・・・主婦は)

今日は、他居宅事業所から依頼を受けた新規の方のお宅へ、前任のケアマネと訪問。

利用者は女性(85歳)要介護度1。夫(86歳)と二人ぐらし。頸椎症と腰椎症による下肢障害(身障2級)。歩行は室内でも伝い歩きがやっと。

夫さんは心臓病で身障2級。だが、「同じ家に介護保険加入者(要援護者)は二人いない」というポリシーから、要介護認定は一度も受けたことがないらしい。

前任のケアマネさん、引き継ぐために「気を利かせ」たのか、いままで利用していた、買物援助(生活援助)と通院介助(身体介護)をバツサリと「切って」しまった。

それが一昨日のことらしいが。。

で、訪問して挨拶もそこそこに、前任ケアマネに対して夫さん、怒る怒る。。もう、血管切れて倒れるんじゃないかと思ったくらいよ(汗)

前任さん曰く、『こないだ市の勉強会(包括主催)で、生活援助も通院介助も同居家族がいるとダメってことになったから、「頑張って」(夫さんに介護を)やってほしい』と。。

おいおい。。

「ダメ」って誰が言ったねん??そんなことは法律には書いてないでー!86歳のバイパス術後の夫さんに「頑張って介護しなさい」って...

しかも、利用者さんに向って「適切なアセスメントがないとサービスはつかえないんです!」って。。そういうこと言うか??普通!!(失笑)

もう、自分が「私はアセスメントをしていません」ってバラしているようなもんじゃん!!

なんというか

ケアマネとしてというより、「人」としてどうなのか、ということが欠落するとやっぱり、こうになってしまうのか。



専門職として法や制度を遵守することは当然のことなんだが、それにこだわりすぎて、または体裁を取り繕おうとして、『「人」としてどうなのか』という対人援助をする上で最も重要な視点が欠落すると、福祉の専門家としての意味はないんだよなって、思う。

いま、社会福祉士の勉強をしているが(2008年3月末国家試験合格)、科目として「心理学」「社会学」「法学」といったものがあり、あまり社会福祉士の仕事とは関係なさそうな、これらの教科は受験生から嫌われているようだ。

でも、私はそうは思わない。

だって

社会福祉は「人」を扱う仕事なのだから

人の科学、人が構成する社会の科学、人を統制する法の体系、こういったことを学ぶことこそ、社会福祉の専門性があるのではないかと思うからだ。

ケアマネも人の子、時に失敗をすることもある。相手と上手に関係を築けないことだってある。

【バイステックの7原則】

- ・個別化
- ・意図的な感情表現
- ・統御された情緒関与
- ・受容
- ・非審判的態度

- ・クライアントの自己決定
- ・秘密保持

これって、はじめ聞いたときは「すごい！」と思ったけど、実は、そんなに大したことではないのだと最近思うようになった。

だって「人」として考えたら普通にわかるものだから。。

バイステックさんは、専門家になると「人」とし

ての観点が抜けてしまう落とし穴があることがわかって、あえて忠告してくれたのではないかと。

人って大変な生き物ね～！（笑）

ぜに（心の底まで新しくされ）

家族

Nori

ターミナルの利用者さん、日曜日に訪問するとお孫さんがきていた。

20代後半の男のお孫さんだ。

週末を利用し車で約3時間かけておじいちゃんに会いに来ていたとのこと。

点滴・処置を終え着替えや体位変換を行うためご本人へ声をかけると、隣にいたお孫さんが即駆けつけて着替えを手伝ってくれた。その姿がとても自然だった。

利用者さんは胃癌の末期。余命半年と宣告され全身黄疸・全身浮腫・腹水貯留しているため自力での寝返りも困難になってきている。

そのため、お孫さんが手伝ってくれた事にとっても嬉しかったのと同時に利用者さんに「良かったね」と声をかける。

家族が介護に参加できるということが何よりも在宅ならではの事。

利用者さんもととても嬉しそうなお表情で、着替えが終了するとお孫さんの話をしていた。

病院ではスタッフが常にいるため一人で行う事はなく、また、家族と一緒に体位変換や着替えなどを行う機会も自宅よりは少ない。全くない場合もある。



同じ時期にもう一人のターミナルの利用者さんに関わった。

訪問すると、「今日も、おまた洗うの？」と6歳の曾孫さんが聞いてきて準備をしてくれる。

小さくてもお母さん・おばあちゃんを見て、曾お婆ちゃんのために・・・と一緒にっていく姿は子供の教育にもとても大切だな・・・と感じた。

命の大切さや家族・愛情をきくと彼女は大人たちに教えてもらったのではないかと。

そういった意味でも、在宅での介護・看取りは深い意味がある。

Nori（訪問ナースの一日♪）

温かさが伝わってくる記事ですね。家族が、在宅で看取るという心構えがきちんとできている。これは在宅ターミナルケアに絶対必要な要件の1つです。そして当然ながら訪問診療と訪問看護もその要件の1つです。いずれも24時間対応が必須。つまり平日・休日を問わず、日中・夜間・深夜を問わず、必要があればいつでも駆けつける体制。

大多数の訪問看護ステーションがこの体制ができると届け出ています（緊急時訪問看護加算）。1ステーションあたり平均 4.5 人のナースがいますので、普通は交替でシフトにつきます。しかしこの筆者である Nori さんは、我が編集メンバーのぴびさんと同じく、ステーションの管理者でかつ 1 人で 24 時間対応をされています。24 時間・365 日拘束です。

在宅医療・在宅ターミナルのニーズは今後もますます増加する見込みであるにもかかわらず、今、訪問看護に従事するナースが減ってきています（詳細はういずライン 5 臨時号「21 年度介護報酬改定に向けての提言」にまとめてますので、そちらをご覧ください）。介護保険が始まった 2000 年度に比べて、介護サービス利用者は約 2.5 倍に増加し、例えば訪問介護は同じ割合で事業者数や従事者数が増えてますが、訪問看護ステーションの場合はそれぞれ 1.3 倍強に止まっています。それだけ現従事者に負担がかかっているということです。

本当に、今、頑張ってもらえる訪看ナースの方が倒れられたら、在宅療養されている利用者はどうなるのでしょうか？病院に再度入院しようにも介護療養型をはじめ、病床数は減らされる一方なのです。

だからそうなる前に制度面でもなんとか手を打ってもらわないといけません。実際に国や関係団体も動き始めてはいます。しかし、いかんせん時間がかかるんです。

今は、利用者さんや家族の笑顔を見ることで癒され、頑張っておられますが、これ以上負担が増えれば限界かも知れません。そうなる前に、せめて制度として体制が整うまでの間、この記事をご覧のナースのみなさん、なんとか訪問看護を手伝ってもらえませんか？Nori さんのようなギリギリで頑張ってる訪看ナースさんたちを手伝ってもらえませんか？（ポイント）

ういずラインは「特集記事」「一般記事」「連載記事」という 3 種類のセクションで構成されています。

そして、この「一般記事」というセクションに掲載された記事たちは、まさにういずラインの基盤となる、ネット上の様々な意見そのものでした。様々な意見と出会うなかで、編集部一同の中にも「まさにその意見の通りだ」という声もあれば、「その部分の解釈はやはり違うのではないか」という声もありました。いわゆる匿名の方の意見を取り上げていくという本誌の性質上、「一般記事」セクションを中心とした様々な意見というのは、決して『ういずラインの、そして編集部の考えを代弁している』ものであるとは限らないのです。逆をいえば、「様々な意見があることを肯定する」のも一つの重要なスタンスかも知れません。

一方で、「連載記事」については、narisawa さんと J さんの記事を継続して掲載しました。また、「一般記事」においても第 3 号から、しおわかなさんの少しシニカルだけどキュートな原稿を継続して掲載しています。

「連載記事」は、その質量において連載という手段でしか掲載が困難なものでした。実は narisawa さんの記事は、第 1 号を発刊したときには「既に完成して」いましたし、J さんの記事は一部編集部員の見立てが誤り、第 6 号を発刊しても、まだ区切りの部分まで掲載できていません。×切りに追われてドタバタしている編集状況とは大きな違いですが（苦笑）冊子編集のうえで予め内容と分量が明確な記事の掲載許可が取れていた事は、定期的に発行できた成功要因の一つであったと思います。

ここからは、この 3 名の方の記事となっています。

（編集長）





連載記事：

ういずラインは、当面、1年間に6冊の会報誌を作成する予定です。その中で、「介護保険法を勉強しなおす」(Jさん)「運営基準に則した居宅介護支援事業の展開」(narisawaさん)の記事については、容量が多く、しかもどの部分も重要だと考え、連載記事として掲載しています。

介護保険法を勉強しなおす(6)

第8条(11)

年度末・年度初めでちとバタバタすぎました(号泣)

...気を取り直して、第8条の続きをば。

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第十九項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

ここでは、「特定施設」・「特定施設入居者生活介護」についての定義が出てきます。

例によって例のごとく、介護保険法施行規則からの引用が必要ですので、まずはそこから。

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設)

第十五条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム
- 二 軽費老人ホーム
- 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの(以下「適合高齢者専用賃貸住宅」という。)

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十六条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定

める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

つまり、「特定施設」とは、

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅のうち介護保険上の指定を受けた施設

をいい、「特定施設入居者生活介護」とは、

特定施設に入居している要介護者の健康上・生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービス内容、サービスを提供する担当者、サービス提供上の留意事項について定めた計画に基づき、その要介護者に対して行われる入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話

を指しているのです。要はケアプランを策定し、そのプランに基づいて介護や家事、相談援助や機能訓練などを実施してくださいね、ということなんです。

第8条(11の追記)

直前の記事で「高齢者専用賃貸住宅」なるものが登場しました。これは何者？

これを知るには、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条を読む必要があると出ていますので、まずはこの条文を引用してみます。

(高齢者円滑入居賃貸住宅の登録)

第四条 高齢者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅(以下「高齢者円滑入居賃貸住宅」という。)の賃貸人(賃貸人となろうとする者を含む。以下この節において同じ。)は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

高齢者専用賃貸住宅の賃貸人になるためには、まずその対象と使用とする賃貸住宅の建物ごとに「高齢者円滑入居賃貸住宅」の登録を受ける必要があるようです。

その登録については、同法に次のような規定が出ています。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 賃貸人の氏名又は名称及び住所
- 二 賃貸住宅の位置
- 三 賃貸住宅の戸数
- 四 賃貸住宅の規模
- 五 賃貸住宅の構造又は設備(加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造又は設備で国土交通省令で定めるものを有する賃貸住宅にあっては、当該構造又は設備の内容を含む。)
- 六 賃貸の用に供する前の賃貸住宅にあっては、入居開始時期
- 七 その他国土交通省令で定める事項

(登録の実施)

第六条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」と

いう。)に登録しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
(登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 第十四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者
- 三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- 四 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第八条 第四条の規定による登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の賃貸人は、第五条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

(登録簿の閲覧)

第九条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(遵守事項)

第十条 登録住宅の賃貸人は、当該登録住宅に入居を希望する高齢者に対し、高齢者であることを理由として、入居を拒み、又は賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

第8条(11の追記の続き)

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」から少し引用してきましたが、その第5条第5号に登場する

国土交通省令の定めとは、同法施行令のこの規定を指しています。

第二条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第五条第五号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 段差のない床
- 二 便所、浴室及び階段の手すり
- 三 介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口
- 四 介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの
- 五 介助を考慮した広さの浴室
- 六 エレベーター
- 七 非常通報装置

要は、いわゆる「バリアフリー」の状態になっているか、ということであると考えられます。

第8条（11-3）

「間、空きすぎ！」という声が聞こえてくるのを投げ出して（？）

「高齢者の居住の確保に関する法律」第5条第7項にある「その他国土交通省令で定める事項」について説明します。

これには、同法施行規則の第3条に登場します。さっそく引用します。

（法第五条第七号の国土交通省令で定める事項）

第三条 法第五条第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額
- 二 賃貸住宅の空室の有無
- 三 法第三十条第一項の認定の有無
- 四 法第五十六条の認可の有無
- 五 賃貸人の連絡先又は賃貸人が建物（建物の一部を含む。）の貸借の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所及び連絡先
- 六 賃貸住宅の全部又は一部が、専ら自ら居住するため住宅を必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていない

- が事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）をその賃借人とするもの（以下この号において「高齢者専用賃貸住宅」という。）である場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項
- イ 高齢者専用賃貸住宅の戸数
 - ロ 高齢者専用賃貸住宅の敷金その他入居の際に受領する費用（ホの前払家賃を除く。）の概算額
 - ハ 共用部分における共同して利用するための居間、食堂、台所、収納設備及び浴室の有無
 - ニ 入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の提供の有無
 - ホ 賃貸借の期間に係る家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の概算額及び当該前払家賃について高齢者専用賃貸住宅の賃貸人が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の有無

ということなのですが、順に一つずつ見ていくことにしましょう。

第8条（11-3-2）

「高齢者の居住の確保に関する法律」施行規則第3条を1項目ずつみていきます。

高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅の登録に当たって必要な項目をここでは述べているわけですが、これをみると登録には、

- ・賃貸住宅の家賃額、共益費の概算額
- ・賃貸住宅の空室の有無

ここまでは読んですぐに解るのですが、次の

・法（ここでは「高齢者の居住の確保に関する法律」を指します）第30条第1項の登録の有無

と言われてもピンときません。そこで法律に戻りますと、

（供給計画の認定）

第三十条 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の整備（既存の住宅等の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを含む。以下同じ。）及び管理をしようとする者（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）及び地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定める

- ところにより、当該賃貸住宅の整備及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。とあり、その第2項には、
- 2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 賃貸住宅の位置
 - 二 賃貸住宅の戸数
 - 三 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備（加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備（以下「加齢対応構造等」という。）の内容を含む。）
 - 四 賃貸住宅の整備に関する資金計画
 - 五 賃貸住宅の管理の期間
 - 六 賃貸住宅の入居者の資格並びに入居者の募集及び選定の方法に関する事項
 - 七 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 八 賃貸住宅の管理を委託し、又は賃貸住宅を転貸の事業を行う者（以下「転貸事業者」という。）に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けた者又は転貸事業者の氏名又は名称及び住所
 - 九 前三号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法
 - 十 その他国土交通省令で定める事項

とあります。ちなみに、第10項の「国土交通省令で定める事項」とは、施行規則に戻って、

- （供給計画の記載事項）
- 第十二条 法第三十条第二項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 賃貸住宅の整備の実施時期
 - 二 基本方針に従って賃貸住宅の整備及び管理を行う旨

なんだそうで…。つまり、高齢者円滑入居賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅を整備するための計画について、都道府県知事の認可を得ているものなのかどうか、ということのようです。

第8条（11-3-3）

今回は、特定施設入居者介護の指定を受けるための「高齢者専用賃貸住宅」の登録についての話でした。今回はその続きですが、早いこと介護保険法に戻りたいのでサラッと流していこうと思います。

さて、「高齢者の居住の確保に関する法律」施行規則第3条ですが、第4号以降についてみていきます。

まず第4号ですが、「居住の確保に関する法律」に戻ってその第56条です。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十六条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がいないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この章において同じ。）であるものに限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）は、当該事業について都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣。以下この章において同じ。）の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、借地借家法第三十条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

自分の居住の場としての住宅が必要な60歳以上の人（単身、配偶者又は60歳以上の親族と同居している人）又はその人と同居する配偶者を借り手として、借り手側が亡くなるまでの間ずっと賃貸で住宅を提供する事業を行うことについて、都道府県知事（国土交通大臣）の認可を受けた場合、公正証書その他書面で賃貸契約をするときに限り、その賃貸借に係る契約期間を借り手が死亡したときに終了とすることができます（もちろん、契約書面にその旨を明記しなければなりません）。この契約に係る都道府県（国土交通大臣）の認可を受けているか

否か、ということです。

第5号では、貸し手側の連絡先（賃借の代理もしくは媒介を依頼する場合は、その代理・媒介を行う者の氏名・会社名及び連絡先

第6号では、高齢者専用賃貸住宅（専ら自分自身の居住のために住宅と必要とする高齢者又はその高齢者と同居する配偶者を借り手側とする住宅）の登録の場合には、高齢者専用賃貸住宅であることと、その高齢者専用賃貸住宅に係る以下の事項を第1号から第5号までに加えて登録することが述べられています。

・戸数

・敷金その他入居時に貸し手側が受け取る費用の概算額

・共用部分における共同使用するための居間、食堂、台所、収納施設等の有無

・入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話の有無

・賃貸借期間中の家賃の全部又は一部を一括して前払金として受け取る場合、その前払家賃の概算額、その前払家賃を借り手側に返還することになる場合に備えての保全措置の有無

」（介護保険法を勉強しなオス）



運営基準に則した居宅介護支援事業の展開（7）

narisawa

ケアマネジメントの具体的な手続き内容

居宅サービス計画の変更

ここでいう「居宅サービス計画の変更」とは、更新認定あるいは変更認定を受けた場合に作成する次期居宅サービス計画ではなく、居宅サービス計画を実行している期間内での居宅サービス計画の変更を指すものです。

目標が達成された、あるいは利用者や家族の意向や希望に変化が生じ、居宅サービス等の利用回数や種別を変えなければならないなど、居宅サービス計画の内容を変更する場合には、原則として「課題分析（アセスメント）の実施」の段階から再度一連の過程をたどる必要があります。ただし、これはあくまでも原則であり、同時に例外も存在します。

解釈通知によれば「利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はない」とされ、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の別紙1にある「居宅サービス計画書記載要領」では、軽微な変更の場合には居宅サービス計画の再作成は必要

としない旨の記述があります。

居宅サービス計画の変更に伴う一連の過程のうち、居宅サービス計画原案の作成後のサービス担当者会議については、開催しない場合のやむを得ない理由として「居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合」が明記されていることから、利用者の状態に変化がなく、単に居宅サービス等の利用日時を変更するだけの場合などは、サービス担当者会議の開催に替えてサービス担当者への照会を行うことでも差し支えないと解釈することができます。

なお念のために申し添えますが、居宅サービス計画の変更にあたっては、運営基準減算が適用されることに留意してください。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抄）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第 13 条

十五 第 3 号から第 11 号までの規定は、第 12 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

以上、ここでは「居宅サービス計画の変更」の段階について説明したしたが、そのポイントをまとめると以下ようになります。

「居宅サービス計画の変更」の段階のポイント

1. 居宅サービス計画の内容を変更する場合には、原則として課題分析から居宅サービス計画の交付までを行います。
2. サービス日時の変更等の軽微な変更の場合には、例外的に「1」を行う必要はありません。
3. 軽微な変更の場合には、居宅サービス計画の再作成を行う必要はありません。
4. 利用者の状態に変化がなく、単に居宅サービス等の利用回数を増減する場合などは、サービス担当者会議の開催に替えてサービス担当者への照会を行うことでも差し支えありません。
5. 居宅サービス計画の変更の場合にも運営基準減算が適用されます。

更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等

介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定を受けた場合、あるいは要介護状態区分の変更の認定を受けた場合には、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならないとされています。そして、求めた意見を集約し、これを新たに作成する居宅サービス計画原案に反映させることとなります。

ここでいう「利用者が要介護更新認定を受けた場合」「要介護状態区分の変更の認定を受けた場合」の「認定を受けた場合」についてですが、厳密に言えば申請中の段階では認定を受けた状態ではなく、一次判定及び二次判定を経て、市町村の認定を受けてはじめて認定を受けたこととなります。

しかし、「要介護更新認定の結果が出るのが認定の有効期間の満了日直前の場合」「要介護更新認定の結果が出るのが認定の有効期間の満了日以降の場合」「要介護状態区分の変更の申請を行った場合」などの場合には、認定結果が出るのを待っていたのでは居宅介護支援あるいは利用者のサービス利用に支障が生じることになるので、介護支援専門員としては、たとえ申請中であっても新たに暫定居宅サービス計

画を作成し、これに基づく居宅サービス等の提供を開始することとなります。

このことから、更新認定や変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等は、場合によっては「認定を受けた場合」に限らず、「申請中」の段階であっても認められるべきものと考えられます。

ところで、「サービス担当者会議等」と同じく、更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等も平成 18 年度に改正が加えられ、原則として開催しなければならなくなっていますが、基準によれば「ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。」とされています。そして、解釈通知ではこのやむを得ない理由を具体例として「開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合」を挙げ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に関するパブリックコメントについて」では「サービス担当者会議を開催しないことについて合理的理由がある場合」には「やむを得ない理由がある場合」に該当するものと想定しています。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正」のパブリックコメントに関する意見募集結果について（抄）

大区分「報酬（予防）」

サービス名「居宅介護支援」

(2)居宅サービス計画の利用者への交付について

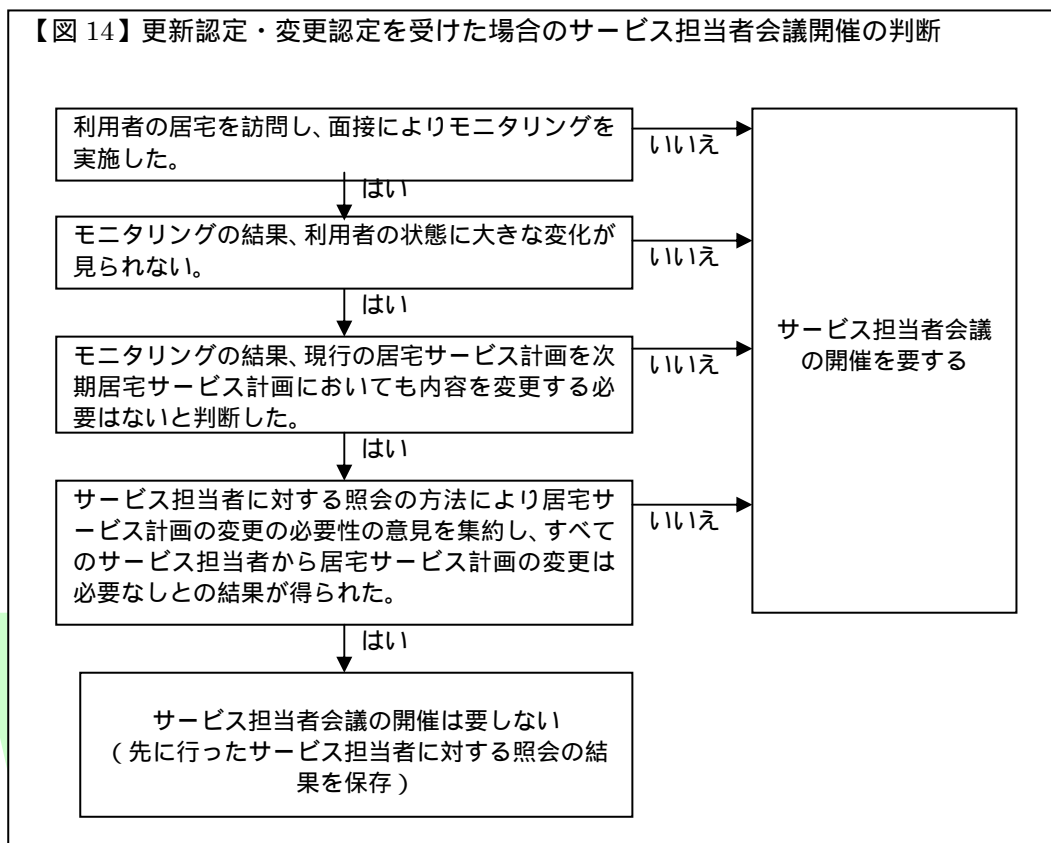
意 見：サービス担当者介護を開催しないことについて、やむを得ない理由・サービス担当者に対する照会の具体的な事例とはなにか。

厚生労働省の考え方：やむを得ない理由としては、サービス担当者会議の開催の日程調整を行ったものの、サービス担当者の都合により参加が得られなかった場合などサービス担当者会議を開催しないことについて合理的な理由がある場合を想定しています。

ここで論点になるのが「合理的な理由」ですが、これにはどのようなものがあるのでしょうか。たとえば、「サービス担当者会議等」における理由では、具体例として「居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合」が挙げられています。この趣旨を読み解くと「利用者等の状況や意向、方針や解決すべき課題に変化や変更がなく、サービス提供日時のみの変更といったような支援に影響をきたさない程度の居宅サービス計画の変更であれば、サービス担当者に対する照会でも可能とする」と理解することができます。

このことから、「更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等」においても、「適切な方法によりモニタリングを行った結果、利用者の状態に大きな変化が見られず、介護支援専門員が現行の居宅サービス計画を次期居宅サービス計画においても内容を変更する必要はないと判断した場合であって、加えてサービス担当者に対する照会の方法により居宅サービス計画の変更の必要性の意見を集約し、すべてのサービス担当者から居宅サービス計画の変更は必要なしとの結果が得られた場合には、「合理的な理由」があるものとしてサービス担当者会議の開催は要しないと考えられます（【図 14】）。

【図 14】更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議開催の判断



ただし、この理由が認められるのは、要介護更新認定に限ってのことです。通常、要介護状態区分の変更の認定を受けようとするときは、利用者に何らかの大きな変化が認められたときであり、この場合にはサービス担当者会議を開催して「サービス担当者との情報の共有」及び「居宅サービス計画の変更の必要性の検討」を行う必要があるでしょう。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抄）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第13条

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

以上、ここでは「更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等」の段階について説明しますが、そのポイントをまとめると以下のようになります。

「更新認定・変更認定を受けた場合のサービス担当者会議等」の段階のポイント

1. サービス担当者会議は、「サービス担当者との情報の共有」及び「居宅サービス計画の変更の必要性の検討」を目的として開催します。
2. サービス担当者会議は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当で構成されます。
3. サービス担当者会議への出席は、開催予定日の直前にお知らせしたのでは出席者の迷惑になるので、できるだけ早めに依頼します。
4. サービス担当者会議の資料についても、時間に余裕をもって担当者へ渡すようにします。
5. サービス担当者会議に出席できないサービス担当者がある場合には、前もって居宅サービス計画の変更の必要性について意見を求めておきます。
6. 「サービス担当者会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合」など合理的な理由がある場合には、サービス担当者に対する照会が認められています。
7. サービス担当者会議を開催した場合には、第4表「サービス担当者会議の要点」を作成します。

narisawa（介護支援専門員である介護福祉士がつくっているホームページ）

本稿については、編集部の中でも次のような意見交換を行いましたので、ご参考まで。

1) 『軽微な変更』の考え方についてですが、省令上、実は次のような3つの解釈が存在し、それらの境はかなり曖昧です。

A：サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更 再作成不要（会議も当然不要）

B：利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等） 再作成不要（会議も当然不要）

C：居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更 少なくとも意見照会は必要（会議開催は必須ではない）

本稿は「(A, Bではなく)Cパターン」の場合を記述しています。文中にある「曜日の変更」という事例はA, Bパターンの参考例として用いられることも多いですが、今回はあくまでCパターンに相当する状況であるという前提で読み込んでみてください。

2) 「認定を受けた場合」の考え方について、そもそもルール自体が『更新認定の結果は、認定有効期間内にでている』ことが前提で設定されています。そのため、更新申請において、たとえば【30日以内での認定が恒常的にできない地域】では、地域の解釈をきちんと確認しておく必要があります。

編集部員の独り言

一応今号で、当初の計画通り（それ以上？）の発刊が終わることになります。

ため編集長が今号の記事中で述べた通り、計画策定にあたって課題を設定し、いろんな角度からそれをクリアしていったわけです。そして、その活動の結果を編集メンバーとして、先日、座談会という形で“評価”しました。その結論は...

「ちょっと時間をおいて、じっくり相談してみる」(これって結論っていいのか?!)

ういずライン編集メンバーによる自己満足な活動（言い過ぎか？）であれば、これでいいかも知れない。でも、ういずラインの活動＝課題のクリアの大きな柱として我々は、“賛同者”＝ういずラインメンバーを募りました。

おかげさまで、多数の方が賛同していただきました。

さらに多数の方が賛同していただいたおかげで、ういずラインは予想以上に広範囲に広がりました。聞くところによると、賛同メンバーの尽力もあり、国会議員の目にも触れているようです。

また、もう一つ予想以上だったこと... それは、賛同者の皆さん方が、とても“意識が高い”ってことです。これだけ多くの優秀なういずラインメンバーに支えてもらえるなら、さらにハードルの高い計画を策定できそうです。

話をちょっと元に戻します。編集メンバーとしてこの1年間の活動の評価はしました。

しかし、ういずラインメンバーの、ういずライン読者の評価は、まだお聞きできていません。今後、ういずラインの活動を継続するとして（というか、これだけのメンバーに支えてもらってるのに、「はい、コレでお終い」ってわけにはいきませんが）、今後、どのような活動をするかの計画策定にあたって、やはりみなさんの評価やご意見・ご要望をお聞きしないわけにはいかないと思います。

是非、みなさんのこれまでもういずラインの活動に対する評価や、今後、このようなことをやってもらいたい（あるいは、もういいよって意見もあるかも?!）などのご意見をお寄せ下さい。そのチャンネルは、これまでも「ご意見はこちらへ」としていました『介護保険 BBS』（ポイントのホームページ）か、ういずラインブログ（専用記事をアップします）あるいはういずラインメルアドにメールいただいても結構です。

もしよろしければ、ブロガーの方なら、ブログに記事としてアップしていただいても嬉しいです。

（ポイント）

ういずラインとは

「ういずライン」とは、高齢者保健福祉医療について考える有志により運営するサークル「ういずライン～wel」が発行する情報誌です。実際には、インターネット上のサイトやブログにある記事を集めて掲載し、それを紹介する活動を行ないます。

2か月に1回、計6冊をweb上にて発行する予定です。

「ういずライン」とは、【ともに進んでいく】【協調する】意をこめて「with」を、【連携する】【適切に判断していく】意をこめて「line」をあてています。親しみ易さを考えて、「ういず」とひらがなで表記しました。

引用のさいの留意事項

より情報共有の円滑化を図るのが「ういずライン」の目的の一つです。情報の引用等についても積極的にご活用いただければと思います。活用にあたっては、次の事項についてご確認ください。

次の条件を遵守のうえ、公序良俗に反しない限り、特に引用に係る制限は設けません。

- 1) 引用にあたっては、「ういずライン 2008 No.6」というように、誌名、号数を必ず明記してください。(ページ数、記事名、記事作成者名等については引用者の判断に委ねます)
- 2) 記事の引用にあたり何らの責が生じた場合は、引用者の自己責任において、対応をお願いします。
- 3) 「ういずライン」の記事に関する著作権は、記事作成者に帰属します。

投稿のさいの留意事項

投稿にあたっては、次の事項に留意してください。

- 1) 原則として、ホームページ、ブログ、BBS 等にて公表した記事を、掲載対象とします。
 - 2) 記事の掲載については、編集部が判断します。文意に支障のない範囲で文章表現の一部修正を行うことがあります(この場合は、記事の校正を依頼します)。公序良俗に反するもの、また何らかのトラブルが生じる可能性の高い記事は掲載しません。これらのことを承諾のうえで、投稿をお願いします。
 - 3) また、引用における留意事項についても、予め承諾してください。
- なお、記事の著作権は(当然ながら)投稿者に帰属します。また、投稿者がその記事を雑誌等に寄稿する等についても一切制限はありません。

ういずライン～wel メンバーリスト(50音順、敬称略)

アイアイ([わたしはここで生活しています](#))
annkoro([セルリアン・ブルー](#))
かいごむら([早大生介護福祉士の日々](#))
かいちゃん([ケアマネ整体師～ありがとう。感謝～【言葉】](#))
和田石([真夜中の、ひとり吠えぶるぐ](#))
かよ([かよの人生なるようになるんだから楽しまなきゃそんそん](#))
きよママ([きよママよもやま話](#))
ぐずりん([思いつかない・・・かも。。。](#))
桂([離\(さか\)りゆく日まで](#))
兼任CM([介護サービスほっと通信](#))
さいお([吹き溜まり課](#))
J([介護保険法を勉強しなおす](#))
しおわか(な([日常茶婆爺](#))
sige([僕のかみさん](#))
GPZ([ああケアマネ、どうしてケアマネ?でもやっぱりケアマネ](#))
シロクマ([シロクマ・クロクマ](#))
すみけん([内緒yo!!あわてんぼうのすみけんのお部屋](#))
せ([日々是慌日](#))
ゼニ([心の底まで新しくされ](#))
tappy([Happy tappy](#))
たぬ([狸乃穴倉](#))
DARA([サービス提供責任者のお仕事～](#))
たんぼぼ([Dandelion～たんぼぼ地面にしがみつ～](#))
ちび([私の在宅介護日記:猫の手10本あるけど・・・](#))
長([ふーたんの庭](#))
どるくす([どるくす工房](#))
どんたく([どんたくアカデミー](#))
narisawa([介護支援専門員である介護福祉士がつくっているホームページ](#))
ねこやなぎ([びったれの日常](#))
のぞみ([瀬戸際のケアマネ・白衣のペ天使](#))
Nori([訪問ナースの一日](#))
のんたる([1に遊んで、234がなくて5に子育てと仕事・・・あれ・・・主婦は](#))
ハクシヨウ中納言([中納言の独り言](#))
baru([訪問介護/ケアマネ/包括/入所介護の応援団](#))
番外地([徒然なるままに](#))
ひとし([相談員が北の地で想うこと](#))
ぴび([訪問ナース&ケアマネ のほほん日記](#))
piyo()
笛吹童子([笛吹放談](#))
布遊([パッチワークはやめられない!](#))
ブルーマーチ([メディカルケアネット.com](#))
べあ([あっ!!というまに...](#))
へっぽこ侍([小枝ちゃん家のへっぽこ侍!](#))
へなちょこ([まっいいが](#))
ヘルパーK([前を向いて歩こう](#))
ポイント([ポイントのホームページ](#))
ぼう([くいしんぼうでパンパンさ](#))
まー([訪問看護師「まー」の日記](#))
まっか([ふしだらな生活日記](#))
まどん([甘たれダイエット風日記](#))
まめばんだ([びわこからの発信!!](#))
migu([MIGU@home](#))
Mr.M([在介センターの思い思われ振り振られ](#))
ミスライス([LUCKY DUCKLING](#))
みほ([文章力アップを目指して](#))
明静苑([福岡県北九州市小倉南区 舞ヶ丘 明静苑 介護福祉高齢者情報](#))
yari123([グレースケア機構/とんち介護教室](#))
れいみ([未来に向けて](#))

ういずライン 2008 No.6

2008年6月9日発行

発行:ういずライン～wel

編集:ういずライン～wel 編集部

